

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月18日
【会社名】	株式会社テークスグループ
【英訳名】	TAKES・GROUP LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 勝三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田二丁目15番2号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	03(5207)6760
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員管理本部長 平岡 昭一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県相模原市津久井町三井315番地
【電話番号】	042(780)1650
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員管理本部長 平岡 昭一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 60,000,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,740,000,000円 (注)行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	40,000個（新株予約権1個あたりの目的となる株式の数1,000株）
発行価額の総額	60,000,000円
発行価格	1,500円（新株予約権の目的となる株式1株あたり1円50銭）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年9月3日（木）から平成21年9月4日（金）まで
申込証拠金	0円
申込取扱場所	神奈川県相模原市津久井町三井315番地 株式会社テークスグループ 本社 管理本部管理部
払込期日	平成21年9月7日（月）
割当日	平成21年9月7日（月）
払込取扱場所	東京都中央区日本橋二丁目7番9号 株式会社三井住友銀行 東京中央支店

(注) 1. 株式会社テークスグループ平成21年第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、平成21年8月18日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 募集の目的及び理由

当社は、平成20年4月より、ネットワークオペレーターであるフレパー・ネットワークス株式会社と包括的な業務提携基本契約を締結し、高い成長性と収益力が見込まれるデジタル事業を開始しておりますが、今後もこの事業を強力に推進し拡大するとともに、住生活事業、試験機事業及びゆるみ止めナット事業についても投資を行い当社グループ全体の事業拡大を図り、この景気低迷の中でも安定的に収益を確保できる体制を構築すべく、デジタル事業のパートナーであるフレパー・ネットワークス株式会社、同社の筆頭株主である株式会社M I T及び同社と当社の取引先である株式会社I . D . R並びに当社役員に有償の新株予約権を割り当て事業推進のインセンティブを与えるとともに、ここ数年当社の企業価値向上のために第三者割当増資を引き受けていただいているオカザキファンド投資事業有限責任組合の運営者に今回も支援をお願いし新たに組成されたオカザキファンド投資事業有限責任組合2号に同様の新株予約権を割り当てることを決議いたしました。

なお、本新株予約権の募集を検討するに際し、その他の資金調達方法も検討いたしましたが、当社の現況及び現在の投資環境では公募等の増資は難しく、金融機関からの借入れも規模が大きく今回の事業計画には馴染まないと判断し、当社の事業計画に十分な理解を示し企業価値の増大に向け積極的に投資をしていただける割当予定先への新株予約権発行が相当であると判断いたしました。また、本新株予約権の発行により潜在的に株式の希薄化が生じますが、本新株予約権の行使の結果調達する資金は事業拡大のための資金となり、当社の取引先である割当予定先に対しては株主価値増大へのインセンティブを与えるものでもありますので、結果として当社の売上、利益の増大につながり、既存株主の利益向上に資すると判断しております。

5. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社M I T						
割当新株予約権数		14,000個						
払込金額		21,000,000円						
割当予定先の内容	住所	東京都港区虎ノ門三丁目12番1号						
	代表者の氏名	代表取締役 宮之内 誠人						
	資本の額	1億5,709万円（平成21年2月28日現在）						
	事業の内容	有価証券の売買・賃貸借、金銭の貸付、コンピュータ及びサーバーの企画・開発・設計・販売・保守管理、コンピュータプログラム企画及び開発						
	大株主	<table border="0"> <tr> <td>宮之内 誠人</td> <td>800,100株（97.6%）</td> </tr> <tr> <td>岡田 治義</td> <td>1,500株（0.1%）</td> </tr> <tr> <td>杉山 充</td> <td>1,250株（0.1%）</td> </tr> </table>		宮之内 誠人	800,100株（97.6%）	岡田 治義	1,500株（0.1%）	杉山 充
宮之内 誠人	800,100株（97.6%）							
岡田 治義	1,500株（0.1%）							
杉山 充	1,250株（0.1%）							
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし					
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし					
	取引関係	当該会社とは当社のデジタル事業において電気通信機器の売買を行ったことがあります。						
	人的関係	該当事項なし						

（注）1. 割当予定先内容及び当社との関係の欄は、平成21年8月17日現在のものです。

- 株式会社M I Tは、当社のデジタル事業における業務提携先であるフレパー・ネットワークス株式会社の筆頭株主であり、持株社的な性格を有しております。なお、フレパー・ネットワークス株式会社の代表取締役である宮之内誠人氏は株式会社M I Tの代表取締役を兼任しております。
- 当社は、株式会社M I Tが本新株予約権の払込みを自己資金により確実に実行できること及び反社会的勢力と関わりがないことについて、民間調査会社の調査結果、登記事項証明書等の確認、代表者への聴取り調査、宣誓書の受領等により確認しております。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社 I . D . R	
割当新株予約権数		10,000個	
払込金額		15,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	
	代表者の氏名	代表取締役 小林 正幸	
	資本の額	3,100万円（平成21年3月31日現在）	
	事業の内容	インターネット・携帯電話網・その他通信システムを利用したデジタルコンテンツの企画・開発・制作・運営及びコンサルティング、電気通信機器の販売、電気通信事業	
	大株主	岩淵 茂樹 620株（100%）	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係	当該会社は当社のデジタル事業における取引先であり、当社と電気通信機器の売買に関する契約を締結しております。	
	人的関係	該当事項なし	

- （注）1．割当予定先内容及び当社との関係の欄は、平成21年8月17日現在のものです。
- 2．株式会社 I . D . R は、当社のデジタル事業における取引先であり、当社の業務提携先であるフレパー・ネットワークス株式会社とは当社との取引以前より取引があります。
- 3．当社は、株式会社 I . D . R が本新株予約権の払込みを自己資金により確実に実行できること及び反社会的勢力と関わりがないことについて、民間調査会社の調査結果、登記事項証明書等の確認、代表者への聴取り調査、宣誓書の受領等により確認しております。

割当予定先の氏名又は名称		オカザキファンド投資事業有限責任組合 2号	
割当新株予約権数		10,000個	
払込金額		15,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都港区東新橋二丁目10番10号	
	代表者の氏名	業務執行組員 儘田 和義	
	資本の額	5億円（出資の総額）	
	事業の内容	投資証券等を取得、所有及び処分し投下資本の回収を行うこと。	
	大株主	該当事項なし	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	取引関係	該当事項なし	
	人的関係	該当事項なし	

（注）1．割当予定先内容及び当社との関係の欄は、平成21年8月17日現在のものです。

- 2．割当予定先の業務執行組員である儘田和義氏は、当社の株主であるオカザキファンド投資事業有限責任組合の業務執行組員を兼務しております。
- 3．オカザキファンド投資事業有限責任組合2号は、当社が平成20年9月、平成19年2月及び同年8月に行った第三者割当増資の引受先であるオカザキファンド投資事業有限責任組合の運営者に資金支援を依頼して、今回の新株予約権の引受けのために組成されたファンドであり、出資者は次のとおりであります。
 - 河野 博晶 55%
（住所：東京都港区、職業：無職）
 - 久次 孝幸 40%
（住所：東京都江東区、職業：株式会社富士箱根カンントリークラブ代表取締役等）
 - 儘田 和義 5%
（住所：静岡県伊豆の国市、職業：投資事業組合業務執行組員）
- 4．当社は、オカザキファンド投資事業有限責任組合2号の業務執行組員及び出資者が本新株予約権の払込みを自己資金により確実に実行できること及び反社会的勢力と関わりがないことについて、民間調査会社の調査結果、登記事項証明書等の確認、業務執行組員への聴取り調査、宣誓書の受領等により確認しております。
なお、当社は平成20年9月にオカザキファンド投資事業有限責任組合に対する第三者割当による新株式発行を決議いたしました。米金融ショックの影響等により9割近くの失権が生じたので、今回の払込みの確実性及び権利行使の実現性については十分に調査し、今回の出資者の中には当該第三者割当増資の失権者は含まれていないことを確認いたしました。

割当予定先の氏名又は名称		フレパー・ネットワークス株式会社	
割当新株予約権数		4,000個	
払込金額		6,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都港区虎ノ門三丁目12番1号	
	代表者の氏名	代表取締役 宮之内 誠人	
	資本の額	23億1,200万円(平成21年3月31日現在)	
	事業の内容	情報・通信サービス、キオスク端末の開発、ハードウェア・ソフトウェアの企画・開発・運営、データストレージ事業、仮想空間及びWeb3Dプラットフォーム技術提供、移動体通信事業、電気通信機器の販売及びソフトウェア開発	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係	当社と当該会社とは平成20年4月4日にデジタル事業に係る業務提携基本契約を締結しており、当社及び子会社の株式会社アジアピーアンドオールネットワークと当該会社とはサーバーの賃貸や電気通信機器の売買等を行っております。	
	人的関係	平成21年2月まで当該会社より当社のデジタル事業本部に出向社員の受入れを行っていましたが、それ以降は記載すべき人的関係はありません。	

- (注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成21年8月17日現在のものです。
 2. フレパー・ネットワークス株式会社は、当社のデジタル事業における業務提携先であります。
 3. 当社は、フレパー・ネットワークス株式会社が本新株予約権の払込みを自己資金により確実に実行できること及び反社会的勢力と関わりがないことについて、民間調査会社の調査結果、登記事項証明書等の確認、代表者への聴取り調査、宣誓書の受領等により確認しております。

割当予定先の氏名又は名称		山本 勝三	
割当新株予約権数		2,000個	
払込金額		3,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都世田谷区	
	職業	会社役員	
当社との関係	出資関係	該当事項なし	
	人的関係	当社代表取締役社長	
	取引関係	該当事項なし	

- (注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成21年8月17日現在のものです。
 2. 山本勝三は、平成19年5月24日より当社の代表取締役社長に就任しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の選定理由

割当予定先のうち、フレパー・ネットワークス株式会社とはデジタル事業分野における包括的な業務提携基本契約を締結しており、今後も共同でデジタル事業を推進し相互に発展していけるものと判断し選定いたしました。また、同社の筆頭株主である株式会社M I T及び同社と当社の取引先である株式会社I . D . Rについても当社の事業計画に十分な理解を示し当社の企業価値増大に協力していただけると判断し選定いたしました。

また、オカザキファンド投資事業有限責任組合2号については、今回の投資計画の規模が大きいため補完的に支援をお願いしたものであり、当社グループの事業拡大を目的として平成20年9月と平成19年2月及び8月に行った第三者割当増資の引受先であるオカザキファンド投資事業有限責任組合と同様に、今後も継続して当社グループの中長期的な発展を支援していただけると判断し選定いたしました。当社代表取締役社長である山本勝三については、今回の事業拡大策を経営者として責任をもって実行していくことの表明及びインセンティブとして割り当てるものであります。

また、当社は上記割当予定先と面談を行い、払込資金の実在性（資金の払込みの確実性）について所要の確認を行った結果、新株予約権の払込みについては払込期日に確実に自己資金による払込みがなされ、また、新株予約権の行使についても当社の事業計画及び資金計画に歩調を合わせ積極的に行われるものと判断いたしました。なお、株式会社I . D . Rは、当社の業務提携先であるフレパー・ネットワークス株式会社及び株式会社M I Tの代表取締役である宮之内誠人氏の斡旋により割当予定先としたものであり、同社の払込みについては同氏より責任をもって担保する旨を確認しております。

また、当社は、上記割当予定先（代表者並びに投資事業有限責任組合の業務執行組合員及び出資者を含む）について、面談による聴取り調査、登記事項証明書等の確認、宣誓書の受領等により反社会的勢力と関係のないことの確認を行うとともに、第三者である民間調査会社（株式会社インテリジェンスリサーチ〔東京都中央区新川二丁目8番4号ナカリンオートビル7階、代表者 石崎敏彦〕）による調査を実施し、反社会的勢力と一切関係のないことを確認いたしました。なお、当社は、企業行動指針に反社会的勢力の排除を掲げ反社会的勢力排除に向けた体制を整備しており、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の加盟企業として日頃から警察との連絡を密に行っております。

(2) 割当予定先の保有方針

割当予定先のうちフレパー・ネットワークス株式会社、株式会社M I T及び株式会社I . D . Rからは、今回の第三者割当による有償の新株予約権の引受けは相互の事業拡大に向けたインセンティブとなるものであり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式を売却するにあたっては、事業拡大の進展状況や相互の連携関係に留意し、かつ株式市場の動向に十分に配慮する方針であることを確認し、オカザキファンド投資事業有限責任組合2号からは、今回の第三者割当による新株予約権の引受けは当社の企業価値向上のための支援を目的とするものであり短期での転売を目的とするものではないとの意向を確認しております。また、当社代表取締役社長である山本勝三は、今回の新株予約権の引受けは今後の事業計画を経営者として責任をもって推進していくことの表明であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式については在任中は原則として売却せず、事情により一部を売却する場合も株式市場の動向に十分に配慮し事前に取締役会に報告する旨を誓約しております。

なお、上記割当予定先からは、本新株予約権の行使に先立って、いわゆる借り株による事前売却を行わないことを確認しております。

7. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の募集に係る取締役会決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法が妥当と判断し、第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社〔東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階〕）に算定を依頼し、その算定結果を基に、有利発行に該当しない公正な価額として、本新株予約権1個あたりの発行価額を1,500円（新株予約権の目的となる株式1株あたり1円50銭）といたしました。

また、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、本新株予約権の募集に係る取締役会決議の直前取引日までの直近1ヶ月間（平成21年7月21日から平成21年8月17日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（41円70銭）の100.71%（42円）といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回発行する本新株予約権がすべて行使された場合、発行済株式総数が56.07%増加する見込みで、一時的には株式の希薄化が生じますが、中長期的に見れば本増資により調達する資金に基づく今後の諸施策の実施により企業価値の増大が図れ、結果として既存株主の利益向上につながると判断しております。

(3) 発行条件及び株式の希薄化についての監査役の見解

本新株予約権の募集事項決定に係る取締役会に出席した当社監査役全員(うち社外監査役2名)は、上記算定根拠による本新株予約権の発行価額の決定については特に有利な金額とはならない旨、また、今回の資金調達の実行性及び第三者割当の方法を選択することの相当性については当社及び当社を取り巻く事業環境等に鑑みれば妥当である旨の意見を述べております。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、40,000,000株(新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は1,000株(以下「割当株式数」という。)とする。)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、原則として、適用開始日の前日までに本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面にて通知する。但し、適用開始日の前日までに当該通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初42円とする。</p>

2 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降にこれを適用する。

株式分割又は株主無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は普通株主以外の株主に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降に、それぞれこれを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))又は本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の行使価額は、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降にこれを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降にこれを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降にこれを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降にこれを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後さらに行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号に定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、原則として、適用開始日の前日までに本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、適用開始日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,740,000,000円 但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」欄の定めにより、行使価額が調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は調整されることがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年9月24日から平成23年9月23日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社テークスグループ 本社 管理本部管理部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 東京中央支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(1) 当社は、当社が吸収合併による消滅、株式移転又は株式交換により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。 (2) 当社は、本新株予約権の取得を当社取締役会にて決議した場合は、本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知し、本新株予約権証券が発行されている場合は、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をした上で、当社取締役会の定める取得日に、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとし、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行う。この場合、本新株予約権者に対し、本新株予約権1個につき当該新株予約権1個の発行価額と同額の対価を支払う。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者からの請求があった場合に限り、記名式の新株予約権証券を発行する。
但し、記名式の新株予約権証券を無記名式に転換することはできないものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,740,000,000	23,000,000	1,717,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(60,000,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,680,000,000円)を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は調整されることがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 4 発行諸費用は、発行手数料、第三者機関による発行価額算定費用、登録免許税、有価証券届出書作成費用、製本代その他事務手数料等の概算金額であり、そのうち、新株予約権発行に係る諸費用の概算額は3,000,000円、新株予約権行使に係る発行諸費用の概算額は20,000,000円であります。

（２）【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使による調達資金については、新株予約権という性質上、現時点において充当金額及び充当時期を正確に資金投入計画に織り込むことは困難ですが、以下のとおり資金使途に優先順位をつけ支出を予定しております。

また、本新株予約権発行による調達資金については、以下のデジタル事業拡大に伴う増加運転資金に全額充当する予定で、資金調達後支出までの間は一時的に金融機関に預け入れ適切に保管いたします。

なお、今回の資金投入計画は、新株予約権の行使状況や市況の変化等により一部を見直す可能性もありますが、当社の確実な成長を企図し十分に検討を行った実効性の高いものであります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
デジタル事業拡大に伴う増加運転資金 現在、フレパー・ネットワークス株式会社と新たな共同事業を計画中で事業内容の詳細を詰めておりますが、当社は、当該事業のうちデジタル機器関連商材の販売を受け持ち、その仕入れ資金に約657百万円を充当する予定であります。	657	平成21年12月から継続的に発生
住生活事業の新規事業への投資 現在、住生活事業において新たにアクア関連の商品を開発中であり、当該商品の金型投資、量産体制整備、部材仕入れのために約200百万円を充当する予定であります。また、同事業において新たに競売物件を中心とする格安レジデンス系不動産を取得しリフォーム等により価値を高め転売する事業を計画しており、年間3件程度の不動産の取得及び売却を見込んでいるため、その事業資金に約200百万円を充当する予定であります。	400	平成22年1月～平成22年3月
ゆるみ止めナット事業における設備投資 子会社である株式会社K H Iにおいて、大口径のゆるみ止めナットの引合い増加に対応し新たな生産ラインを増設するため、ライン増設に伴う部品材料の調達等の増加運転資金に約230百万円を充当する予定であります。	230	平成22年2月～平成22年7月
住生活事業の新規事業への設備投資 中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司において今後日本の大手家電メーカーの家電製品の受託生産を拡大していく予定であり、家電製品生産に要する新規設備投資及び増加運転資金に約200百万円を充当する予定であります。	200	平成22年8月～平成23年3月
試験機事業の校正サービスの拡大 平成21年4月に当社の校正グループ（子会社の株式会社テークス試験機サービスを含む）はJ C S S計量法校正事業者の登録及び認定国際基準（I S O / I E C 17025）に対応する事業者の認定を受けましたが、これに伴いグループとして試験機の校正サービスを拡充し、保守メンテナンスと併せたサービス部門の強化を図るため、サービス拡充に要する設備投資、人員の増強その他の事業拡大資金として約230百万円を充当する予定であります。 （注）J C S S（Japan Calibration Service System）とは、計量法に基づく校正事業者登録制度のことで、独立行政法人製品評価技術基盤機構により、申請事業者の品質システム、校正方法、不確かさの見積り、設備等について国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正機関に関する基準の要求事項に適合しているかどうか審査が行われ、校正事業者の技術能力のあることが確認された後登録されます。J C S Sで登録された校正事業者は、その証として特別な標章の入った校正証明書を発行し日本の国家計量標準とのつながり（トレーサビリティ）を証明することができます。	230	平成23年5月～平成23年9月

資金使途の合理性に関する考え方

厳しい経済情勢が続く中、当社が今後も継続的な成長を実現し、企業価値を高めていくためには、当社の財務基盤の強化及び安定化はもとより、収益構造の多様化と当社の4事業部門それぞれの競争力の向上が必要不可欠であると考えております。

本新株予約権発行により調達する資金は、収益構造の多様化のための投資及び資金繰り（デジタル事業拡大に伴う資金繰り及び住生活事業の新規事業への投資）と競争力向上のための投資（ゆるみ止めナット事業における設備投資、中国子会社の新規事業のための設備投資及び試験機事業の校正サービスの拡大）にバランスよく配分、充当することにより、当社の持続的な企業価値の向上に資するものであり、また、当該資金により当社の株主資本のさらなる充実が可能となり、財務基盤の強化、安定につながると考えております。従いまして、本新株予約権発行による資金調達及び資金使途は、当社の持続的な企業価値向上と株主価値の向上とが一致するものであり、合理的であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第103期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成21年8月18日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に追加がございました。追加となった箇所は_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(1) から(5) までは省略

(6) 第三者割当による新株予約権発行による株式価値の希薄化について

当社は、平成21年8月18日開催の取締役会において、今後高い成長性と収益力が見込まれるデジタル事業を強力に推進するとともに、住生活事業、試験機事業及びゆるみ止めナット事業も併せて推進し、景気低迷の中でも安定的に収益を確保できる体制を構築すべく、第三者割当による新株予約権の募集を行うことを決議いたしました。当該新株予約権がすべて行使された場合、当社の発行済株式総数は40,000,000株増加し、本有価証券届出書提出日（平成21年8月18日）現在の当社の発行済株式総数71,337,916株に対する比率は56.07%となり、既存株式の価値の希薄化が生じますが、当該新株予約権の行使の結果調達する資金は事業拡大のための資金となり、当社の取引先である割当予定先に対しては株主価値増大へのインセンティブを与えるものでもあるため、結果として当社の売上、利益の増大につながり、既存株主の利益向上に資すると判断しております。また、割当先のうちフレパー・ネットワークス株式会社、株式会社M I T及び株式会社I . D . Rからは、今回の第三者割当による新株予約権の引受けは相互の事業拡大に向けた投資であり、新株予約権の行使により取得することとなる当社株式を売却するにあたっては株式市場の動向に充分に配慮する方針であることを確認し、オカザキファンド投資事業有限責任組合2号からは、今回の第三者割当による新株予約権の引受けは当社の企業価値向上のための支援を目的とするものであり短期での転売を目的とするものではないとの意向を確認しております。

(7) 大株主構成の異動について

平成21年8月18日開催の取締役会決議に基づき発行される新株予約権が行使された場合、当社の大株主構成に異動が生じ、割当予定先が当社の経営に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、割当予定先には、当社のデジタル事業におけるパートナーであるフレパー・ネットワークス株式会社、同社の筆頭株主である株式会社M I T及びフレパー・ネットワークス株式会社と当社の取引先である株式会社I . D . R並びに当社の経営体制の支援を表明しているオカザキファンド投資事業有限責任組合2号及び当社役員を選定しており、現時点では良好な関係を保っております。

(8) 資金調達におけるリスクについて

平成21年8月18日開催の取締役会決議に基づき発行される新株予約権につき、市況の著しい変動等何らかの事由により払込みが実行されない場合は、既存事業の運営に影響はないものの、当社の中長期的な成長戦略に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第103期)	自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日	平成21年5月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第104期 第1四半期)	自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日	平成21年7月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月27日

株式会社東京衡機製造所

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 浜田 正継 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大津 素男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京衡機製造所の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京衡機製造所及び連結子会社の平成20年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

株式会社テークスグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜田 正継 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大津 素男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テークスグループの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テークスグループ及び連結子会社の平成21年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月14日

株式会社テークスグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 正継 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大津 素男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テークスグループの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テークスグループ及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月27日

株式会社東京衡機製造所

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 浜田 正継 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大津 素男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京衡機製造所の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して株式会社東京衡機製造所の平成20年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

株式会社テークスグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 正継 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大津 素男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テークスグループの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して株式会社テークスグループの平成21年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。